

熟語クイズ 猿 + ? の答え

残った漢字「五」と「輪」

答え=五輪

猿と組み合わせた熟語は一

猿飛佐助

猿蟹合戦

類人猿

猿芝居

猿股

猿酒

猿滑

猿女

日本猿

猿樂

猿轡

三猿

猿真似

新春クイズの答え

全国港湾第二七四
(新年号)に掲載された
「熟語クイズ」に多
数のご応募ありがとうございました。

今回のクイズへの応募は十三名でした。応募者全員に粗品をお送りすることを決定致しました。

応募者につきましては景品の発送をもつて発表にかえさせて頂きます。

また皆様から寄せられた貴重なご意見・ご感想に感謝申し上げ、今後ともより良い機関紙を目指して頑張りたいと思いますので、宜しくお願い致します。

新春クイズの答え

全国港湾第二七四
(新年号)に掲載された
「熟語クイズ」に多
数のご応募ありがとうございました。

今回のクイズへの応募は十三名でした。応募者全員に粗品をお送りすることを決定致しました。

応募者につきましては景品の発送をもつて発表にかえさせて頂きます。

また皆様から寄せられた貴重なご意見・ご感想に感謝申し上げ、今後ともより良い機関紙を目指して頑張りたいと思いますので、宜しくお願い致します。

政府の不服申し立ての不当性 ～辺野古問題～

二〇一五年十月十三日、沖縄県の翁長雄志知事は、米軍普天間基地の移転先としての名護市辺野古に関する、県の公有水面埋立法を使い埋め立ての承認取消しによって、政府は「辺野古埋め立て」の法的根拠を失いました。

しかし防衛省は、翌日に公有水面埋立法を所管する国土交通省に対する、「沖縄県の承認の取消という行政处分は違法である」として、行政不服審査法を使い審査請求を行いました。

政府が行政事件訴訟ではなく、行政不服申立てを選択したのは、そのほうが防衛省に有利なる事が期待でき早く結論が出るからだと思っています。

行政不服審査法は、国民が行政庁の違法または不正な行政処分などの異議申立てを行いました。

翁長氏が大差で仲井眞氏に勝利しました。この知事選挙で示された沖縄の民意を無視するなら、それは、国家として民主主義を放棄したこと事態、不当性が高いのです。

民意を無視し、憲法や法律を無視する安倍政権は暴走しています。現状、沖縄



の辺野古においても安倍政権は自らの利益のためだけに躍起になっています。我々国民の暮らしや平和、仕事や福祉や文化を守りたいと願い、安倍政権と一緒にします。

(沖縄港湾 永山事務局長)

闘っている、沖縄の県民とともに闘っていきましょう。

藤木インスペクター日誌 ～シンガポール籍船訪船～

年が明けて間もないとき、年にシンガポール籍船へ行くことになりました。

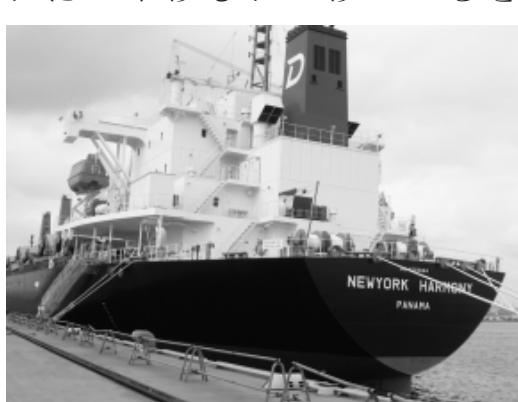
シンガポール籍船は、自動船協約を持つていることが多いのですが、ITFのデータにはFOC船でないため表示されません。

そのため、協約があるかどうかを確認するためには実際に訪船するしかありません。

用船社は、日本の船会社だったと思います。(本当のオーナー?かな?)

また、シンガポール籍と船長と協約の話が済んでしまったと思います。(本当にオーナー?かな?)

船長と協約の話を済んで別の話をしていると「この電話番号の人に電話して、いつ来るか聞いてくれないのか」と言われて「これ誰?」と聞くと「船舶専門」に家電



れでいたら、シンガポールとかテレホン・カードなどを売っている人」と聞いていないか」と聞いてきた。「今日は、都合が悪くて断りました。そして逃げるように下船したのです。

私は、内心(えくくく!)と思いましたが、時間があることでした。

**保障のことなら
全労清**

全国労働者共済生活協同組合連合会

労働組合法講座

⑭

～労働委員会III～

（審査の開始）：労働委員会は、労働組合または労働者から使用者が不当労働行為（第七条規定の違反行為）を行った旨の申立てを受けたときは、遅滞なく調査を行い、必要があると認めたときは事実認定のために審問を行わなければなりません。

（不當労働行為の審査）：不當労働行為のあった日（継続している場合は終了の日）から一年を経過した事件と証人尋問を行う機会が与えられます。○除斥期間：不當労働行為のあった日（継続している場合は終了の日）から一年を経過した事件と証人尋問を行う機会が与えられます。

（公益委員の除斥、忌避）：審査にあたる労働委員会の公益委員が、当事者の当事者である場合やその親族、後見人である場合には除斥（排除）されます。除斥や忌避の申立ては労働委員会が決定します。

（審査の手続）：（不當労働行為事件の審査）（二七）二七条の一八）の内容です。（不当労働行為事件の審査の開始）：労働委員会は、労働組合または労働者から使用者が不当労働行為（第七条規定の違反行為）を行った旨の申立てを受けたときは、遅滞なく調査を行い、必要があると認めたときは事実認定のために審問を行わなければなりません。

（不當労働行為の審査）：不當労働行為のあった日（継続している場合は終了の日）から一年を経過した事件と証人尋問を行う機会が与えられます。○除斥期間：不當労働行為のあった日（継続している場合は終了の日）から一年を経過した事件と証人尋問を行う機会が与えられます。

（公益委員の除斥、忌避）：審査にあたる労働委員会の公益委員が、当事者の当事者である場合やその親族、後見人である場合には除斥（排除）することがあります。除斥や忌避の申立ては労働委員会が決定します。

（審査の申立て）：都道府県労働委員会の物件提出命令や当事者、証人の出頭命令に不服の時は、中央労働委員会に審査が申立てられます。また、中央労働委員会による命令には異議を申立てることができます。次号に続きます（救済命令、和解、再審査の申立て等）。

ればそうしてもいいなども思いました。

しかし、その日は夕方から用事があり、すぐ下船しなくてはならなかつたので、「今日は、都合が悪くて」

と断りました。そして逃げるように下船したのです。